

## 企業会計基準公開草案第 73 号

## 「リースに関する会計基準（案）」等に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

## 【質問 1】 開発にあたっての基本的な方針(借手の会計処理)について

(1) について:同意する。利息の配分も適切である。

IFRS16 と同様に、ファイナンス・リースもオペレーティング・リースも含めて「全てのリースを金融の提供と捉え、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一モデルによること」を原則としたことは大いに評価できる。

★しかし、後述するように、「企業会計基準第 13 号」においては、その趣旨を没却する例外規定の存在が、IFRS との金額面での大きな差異となって表れたが、それを排除しない形で本公開草案が出てきたことは極めて遺憾である。

(2) について:**強く反対する**。表面上は IFRS16 を踏襲すると言いながら、後述するように、企業会計基準第 13 号の例外規定(①300 万円以下ルール、②1 年未満ルール)がそのまま温存されている。つまり、本基準案(新リース会計基準)の本質的趣旨を没却する例外規定が温存されており、**強く反対する**。

(3) について:同意する。「企業会計基準第 13 号を改正する」というアプローチでは、項目番号に枝番や欠番が多数発生して、分りづらくなるという判断は正しいと思われる。

例えば、現行の金融商品取引法や廃棄物処理法などを見ると、数次に及ぶ改正が繰り返された結果、条文番号が複雑に錯綜しており、混乱や誤解の元凶にもなっている。よって、「企業会計基準第 13 号を改正する」というアプローチではなく、新たに新基準を開発したという手法は評価できる。

★なお、グループ内に借手と貸手が共に存在する場合の連結処理についての規定の追加が必要である。

## 【質問 2】 開発にあたっての基本的な方針(貸手の会計処理)について

→**強く反対する**。

企業グループ内に借手と貸手が共に存在する場合の連結処理を考えると、**貸手側の会計処理も単一モデルとするべき**である。このままでは非常に連結処理が混乱すると思われる。

**【質問 3】 他の会計基準との関係に関する質問**

→(3)の例外について同意しない。「本会計基準を適用しないこと」を選択によって認容するべきではない。これも、本基準の価値を大きく毀損し、趣旨を没却しかねない例外規定となりうるので、削除するべきである。

**【質問 4】 個別財務諸表への適用に関する質問**

→同意する。

★本来、有価証券報告書・四半期報告書には、提出会社だけでなく、全ての子会社・関連会社の個別財務諸表を開示するべきである。また、個別キャッシュフロー計算書は、連結財務諸表を作成する場合であっても、開示するべきである。

★平成 30 年度より、各地方自治体において新公会計制度が義務化されたが、東京都方式では日々仕訳に加えて、CF 計算書については直接法の CF に加え、間接法との調整表も作成している。このように透明度を高める努力が公共セクターの側からも起こってきているので、企業会計としてもより一層の透明化を強化するべきである。

中国基準では、個別・連結ともに、直接法の CF 計算書と「間接法から直接法への調整表」の作成が義務付けられている。従って、事実上、直接法と間接法双方の作成が義務付けられていることになる。JGAAP についても、会計基準 JGAAP そのものの信用度を高めるとともに、証券市場の信用度を高めるためにも、CF 計算書については中国基準に倣うべきである。また、システム監査や内部監査の観点からすると、CF 計算書において直接法と間接法の調整表を作成することは、不正防止など内部監査における強力な手段であることを申し添える。

**【質問 5】 リースの定義及びリースの識別に関する規則**

→基本的に同意する。しかし、【設例 2-1】の場合は、リース契約として扱うべきであると考えられる。

<理由>A 社は鉄道の車両の個体を特定できなくても、同じ性能の同形式のものを借り手は使用できるのであるから、減価償却の「取り換え法」と共通点があると考えられる。よって、この場合は「資産が特定されていないからリース契約ではない」と判断するべきではなく、「リース契約である」と判断するべきである。

(例:JR 貨物の保有するコンテナ貨車のコキ 100 系において、その個別識別番号が異なっても、借り手は同じ便益を受けることができる)

【質問 6】借手のリース期間に関する質問

→同意する。

【質問 7】貸手のリース期間に関する質問

→同意する。

【質問 8】リース開始日の使用权資産及びリース負債の計上額に関する質問

→同意する。特に、(3)について「簡便的な取扱い」を設けなかったことは評価する。

【質問 9】短期リースに関する簡便的な取扱いについての質問

→強く反対する。本リース会計基準の趣旨を没却する例外規定の温存であり、骨抜きにしてしまう”抜け穴”の規定の温存である。このままの規定では、大型船舶や航空機であっても、リース期間が 11 か月や 354 日(回教歴)とすることでオフ・バランスが可能になることが懸念される。「例外的処理が多数派を占める」という本末転倒の事態が今後も継続し、2008 年改正の轍を踏むことが想像に難くない。絶対に明示的な金額的歯止めが必要である(具体的な金額については次項を参照)。

【質問 10】少額リースに関する簡便的な取扱いについての質問

→強く反対する。本リース会計基準の趣旨を没却する例外規定の温存であり、骨抜きにしてしまう”抜け穴”の規定の温存である。このままの規定では、「例外的処理が多数派を占める」という本末転倒の事態が今後も継続し、2008 年改正の轍を踏むことが想像に難くない。

ここは法人税法との平仄を揃えて、「税法の少額資産」の定義である「20 万円未満」を「少額リース」の基準とするべきである。少なくとも、IFRS 並みに 5000 米ドルに近い日本円で定義した金額、例えば 50 万円以下とするべきである。

★そもそも、世界に輝く先進国である日本国の会計基準でありながら、外国の通貨を基準とすること自体、経済的主権の放棄であり、論外であると言わざるを得ない。

※また、①と②について「優劣がつけがたい」という表現も理解に苦しむ。

★実務を考慮すると、現行の「300万円ルール」によって、所有権移転外リース資産がオフ・バランスされる例としては、社用車と多機能型コピー機が挙げられる。これらは50万円～300万円の価格帯に属するからである。

【質問 11】 借地権の設定に係る権利金等に関する質問

→消極的に同意する。旧借地権法の規定を考慮すると止むを得ないと考えられる。

【質問 12】 利息相当額の各期への配分に関する質問

→全く同意しない。IFRSと同様、利息法のみに限定すべきである。IFRSとの差異をわざわざ設けることは有害無益であると考えられる。

そもそも「重要性に乏しい」という表現は客観性に乏しく、恣意性の排除の観点からも脆弱であると言わざると得ない。金額的な歯止めが必要である。

【質問 13】 使用权資産の償却に関する質問

→全面的に同意する。

【質問 14】 リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問

→同意する。

【質問 15】 借手のリース期間に含まれない再リースに関する質問

→全面的に同意する。この規定はIFRS16にも取り入れられるべきものであり、ASBJとしてもIASBに提案すべきである。また、このことについては、政府・与党はASBJを支援すべきである。

【質問 16】 セール・アンド・リースバック取引に関する質問

→概ね同意する。運用においては、企業会計基準第29号との整合性に留意し、その収益認識の原則が崩されることが無いように、IFRS15との乖離が発生しないように留意されることを強く希望する(セール・アンド・リースバック取引の範囲が広がったという誤解を与えないように、周知徹底が必要であると思われる)。

**【質問 17】 (貸手の)ファイナンス・リースに関する質問**

→概ね同意する。ただし、グループ内に借手と貸手が共に存在する場合の連結処理についての規定を追加する必要がある。

★この質問 17 は貸手のファイナンス・リースの会計処理に関する質問であるので、「貸手の」と明示するべきであったと思われる。次の質問 18 も同様である。

**【質問 18】 (貸手の)オペレーティング・リースに関する質問**

→概ね同意する。

★質問 17 と同様に、この質問 18 は貸手のオペレーティング・リースの会計処理に関する質問であるので、「貸手の」と明示するべきであったと思われる。

**【質問 19】 サブリース取引に関する質問**

→概ね同意する。むしろ、この規定については、IFRS16 にも取り入れられるべきものであり、ASBJ としても IASB に提案するべきである。また、政府・与党は ASBJ を支援するべきである。

**【質問 20】 表示に関する質問**

→同意する。

**【質問 21】 注記事項に関する質問**

→概ね同意するが、注記を減らすことには賛同できない。

**【質問 22】 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項に関する質問**

→同意しない。個別財務諸表の注記を省略することは、投資家にとって有用な情報が減少することを意味する。近年、ペーパーレス化が進んでいるので、このような寛恕規定は順次廃止するべきである。

【質問 23】適用時期に関する質問

→全面的に同意する。

【質問 24】経過措置に関する質問

→消極的に同意する。ただし、経過措置の範囲が広いので、歪みを最小限に留めるため、一定の定量的歯止めが必要であると考えられる。

【質問 25】設例に関する質問

→全面的に同意する。

※質問 5 でも述べたように、【設例 2-1】の場合は、リース契約として扱うべきであると考えられる。

【質問 26】賃貸等不動産時価開示会計基準改正案等に関する質問

→同意しない。ここは IFRS16 との差異が温存される部分である。不動産は一般的に金額が効果であるので、その歪みは大きなものである。よって、**(3)は削除すべき**である。

【質問 27】その他

2019 年 3 月に本基準の開発が決まった段階では、IFRS16 に近いものになると予想されていたし、多くの報道はそうであった。しかし、今回の公開草案を精査すると、2008 年基準において、大半の所有権移転外リース資産がオフ・バランスされる論拠となった例外規定である「1 年未満ルール」と「300 万円以下ルール」が、事実上、ほぼそのまま温存されており、大変驚愕している。このような本来の趣旨を没却しかねない例外規定の温存は、「例外が多数派になる」という 2008 年の轍を踏むことが目に見えており、これらの例外規定が温存される形で公開草案が出されたことは極めて遺憾である。これでは、せつかく 4 年も掛けて「企業会計基準第 13 号」を全面改訂する形で新リース会計基準を開発しても、事実上の”骨抜き”であると言わざるを得ない。これら 2 つの例外規定の削除を強く求める次第である。

※実際に、皆様の本公開草案の読み込みが進んできた 6 月頃から、ネット上では「例外規定が温存されたので、思ったよりも影響は少ない」という内容のブログが出始めている。

2008年の状況とは異なり、既にIFRSを採用する国々は過半数を超えており、EU諸国のみならず、カナダや豪州や東南アジア諸国にもIFRSは急速に浸透している。今回、例外規定である「1年未満ルール」と「300万円以下ルール」が温存されてしまうと、JGAAPベースのBSはIFRSベースのBSと金額的な乖離が解消されず、JGAAPのガラパゴス化が一層進むことが懸念される。これは我が国の証券市場のガラパゴス化を意味することにはかならず、我が国の産業競争力からも大きなダメージを与えかねないと思われる。

★ご案内のとおり、現在、政府・与党では、設備投資に関する租税特別措置法の議論が行われているが、今回の公開草案は少なからぬ悪影響を及ぼすものと考えられる上、租税特別措置法の方向性との整合性が懸念される所である。

また、今回の公開草案に対して、与党税調の動向が気になる所であるが、最悪の場合、税法では(現状と大差ないような)広範な所有権移転外リース資産のオフ・バランス処理を否認するのではないかと懸念している。この点では「少額リース資産」の定義は税法と平仄を合わせて「20万円未満」とするのが妥当である。

★なお、ご案内のとおり、2021年度以降、昨年以來、政府の「骨太の方針」の「金融財政執行方針」には、IFRSの適用拡大・推奨が謳われている。また、昨年12月14日には、次頁以下に示す国への要望書が、大阪市議会の本会議にて全会一致で可決されている。

これは、IFRSの非上場企業への解禁(会社計算規則第120条の見直し)と、上場企業における連単分離の見直し(財務諸表等規則第1条の2の2を改正し、個別財務諸表にもIFRS使用を認める)を求める内容であるが、他の自治体でも決議を検討しているところがある旨側聞している。

このように、我が国の政界・経済界では、JGAAPをやめてIFRSに完全に乗り換えることへの期待が高まっていることもまた、事実のようである。

★私はJGAAPもJMISも、全般的には優れた会計基準(ただし実務対応報告第19号は除く)であると考えており、ASBJの不断の努力・活動には敬意を表する次第である。また、政府・与党は「のれんの償却の再開」などについては、ASBJを支援・サポートするべきであると考えている。しかし、今回の公開草案のように、本末転倒で改正の趣旨が没却されるような例外規定が温存されることは、JGAAP全体の信頼性にも悪影響が及ぶことは不可避であるばかりでなく、この4年間のASBJの努力も灰燼に帰すのではないかと深く憂慮している。

本公開草案に近い形で新基準が公表された場合、リースに関するJGAAPのガラパゴス化が顕在化し、IFRSとの金額面での乖離が問題となると考えられる。その場合は、数年以内に、再度、リース会計基準の策定が必要になる可能性も否定できない。

この際、本公開草案については、拙速に事を運ぶのではなく、時間を掛けて再度練り直すべきであると思われる。

議員提出議案第29号

国際会計基準の適用範囲を拡大する規制緩和を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月14日

大阪市会議長 大橋 一 隆 様

提 出 者

片 山 一 歩	西 徳 人	福 田 武 洋	藤 田 あきら
金 子 恵 美	竹 下 隆	坂 井 はじめ	岡 崎 太
ホンダ リ エ	上 田 智 隆	高 見 亮	辻 淳 子
佐々木 哲 夫	杉 田 忠 裕	山 田 正 和	明 石 直 樹
前 田 和 彦	川 嶋 広 稔	加 藤 仁 子	太 田 晶 也

(別 紙)

令和4年12月 日

衆 議 院 議 長	参 議 院 議 長	各あて
内 閣 総 理 大 臣	総 務 大 臣	
経 済 産 業 大 臣	内閣府特命担当大臣(金融)	

大阪市会議長 大橋 一 隆

国際会計基準の適用範囲を拡大する規制緩和を求める意見書

近年、社会のグローバル化の進展に伴い、日本の大企業や中小企業が積極的な海外進出に向けて努力を続けている。そうした中、米国・中国及び日本を除く世界各国は、世界共通の会計基準を目指して国際会計基準審議会（IASB）によって設定された国際会計基準（IFRS）を採用している。海外進出の際、国際会計基準に基づく財務諸表の提出を現地の当局や金融機関から求められることも多くなっており、例えば、村田製作所が2024年度から国際会計基準の任意適用を発表するなど、国際会計基準に基づく連結財務諸表を作成する上場企業等の金融商品取引法適用会社が増加している。

しかし、財務諸表等規則第1条の2の2の規定により、連結財務諸表を作成している企業は個別財務諸表に国際会計基準を使用することができない。そのため、連結財務諸表に国際会計基準を適用した場合、個別財務諸表に日本会計基準を適用しなければならず、双方の財務諸表の作成が必要になる。これは、企業の経理やシステム運用上、大きな負担となるだけでなく財務諸表の透明性も図られない。

また、中小企業や非上場企業など、金融商品取引法が適用されない企業は、会社計算規

則第120条の規定により、国際会計基準を使用できない。

政府は、令和3年度以降の「骨太の方針」の金融財政執行方針において、国際会計基準の積極的な活用を挙げており、法改正も含めた取り組みが求められる。大阪市においては、大企業・中小企業・零細企業が集積しており、海外進出を積極的に後押しするという観点から、国際会計基準の柔軟な適用を実現することが非常に重要である。

よって国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1. 連結財務諸表に限らず個別財務諸表にも国際会計基準の適用を可能とするよう財務諸表等規則第1条の2の2を改正すること
2. 金融商品取引法が適用されない企業にも国際会計基準の適用を可能とするよう会社計算規則第120条を改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。